

井藤半彌著
木村元一補訂

財政学
(十三訂版)

千會書房

昭和二十七年九月二十日	十二訂
昭和四十七年九月二十日	十一訂
昭和四十五年九月二十日	十訂
昭和四十四年四月一日	九訂
昭和四十一年八月二十日	八訂
昭和三十九年九月十日	七訂
昭和三十七年九月十日	六訂
昭和三十五年八月十日	五訂
昭和三十四年五月二十日	四訂
昭和三十一年十一月十日	三訂
昭和三十年三月一日	全訂
昭和二十八年二月五日	増補
昭和二十五年九月二十日	初版

昭和五十五年四月十五日 十三訂一刷
 昭和五十七年四月十五日 二刷
 昭和五十八年五月一日 三刷



『財政学(十三訂版)』

著 者 ① 井 藤 半 彌
 補 訂 者 木 村 元 一

発 行 者 東京都中央区京橋二―四―一二
 千 倉 悦 子
 印 刷 者 東京都文京区水道二―四―一二
 (株) 殖 産 堂

東京都中央区京橋二―四―一二 京橋第一生命ビル 千四
 発行所 千 倉 書 房

電話〇二七三三九三一(代)
 振替・東京二―九七八

十三訂版序文

『財政学』は昭和二十四年八月初版発行以来、いくたびかの改訂を経て、昭和四十七年、十二訂版の発行をみた。井藤先生が御存命で居られれば、さらに訂正と補筆が重ねられ、つねにアップ・トゥ・デイトな基本的文献として学界に重きをなしていたにちがいないのである。不幸にして、昭和四十九年二月不帰の客となられたため、そのことなくして今日に及んだ。しかし『財政学』再刊に対する要望には、なお無視し得ぬものがあり、千倉書房としても、この要望に応えて十三訂版の発行を計画し、私に委嘱するに訂正補筆のことを以てした。

わたくしは、今回の改訂にあたり、つぎのような方針をとることとした。

- (一) 制度上の改正があったものはすべて新しくする。
- (二) 統計数字はすべて昭和五十四年度予算の数字までをとり入れる。
- (三) 原文の訂正は、明らかな誤字脱漏以外は、最小限度にとどめる。
- (四) とくに原理・原則にわたるものはすべて旧のままにとどめる。
- (五) 先生が御存命であられたとすれば、新しくつけ加えられたであろうと思われる事項があっても、私見を加えることは避ける。

意あって力及ばず、泉下の先生から御叱りもあろうかと思うが、『財政学』十三訂版が、困難の度を加えつつある

十三訂版序文

二

現下の財政問題の解決に役立つならば、誠に幸甚である。

昭和五十五年三月十八日

一橋大学名誉教授 木村元一

十二訂版序文

わが国の租税、予算その他の財政制度はどうなっているのか、また現在どんなことが議論の対象となっているのか。これについて説明を加えつつ、一般財政学には、いろいろとするのが本書の目標である。国家財政と地方財政の各部門について、簡潔に、しかし網羅的に述べたつもりである。財政学原理の入門書であるとともに、わが国の財政時事問題の解説書でもある。

十二訂版が旧諸版と異なるところは、財政制度の改革、財政事情の変化に対応して全面的修正を加えたこと、一般的な叙述についても、附加価値税その他に関して相当広範囲にわたって補訂を加えたこと等である。

昭和四十七年七月一日

井 藤 半 彌

目次

第一章 会計制度

- 一 本書の課題(一)……………二 一般会計と特別会計(二)……………三 予算の純計(四)……………四 官庁会計と企業会計(八)……………五 複式予算(九)……………六 一般会計(一〇)……………七 特別会計(一二)……………八 政府関係機関の会計(一六)……………九 財政投融資(二〇)……………十 本予算、追加予算、修正予算、補正予算、総合予算(二三)……………十一 予算の解説書(二五)……………十二 予算の作成(二七)……………十三 予算の議定(三〇)……………十四 予算の執行(三六)……………十五 国庫金の収支(三八)……………十六 歳出の制限(三九)……………十七 予算不足に対する処置(四二)……………十八 決算と財政公開(四六)……………十九 財政民主主義(五〇)……………二十 予算の原則(五一)……………二十一 国民経済予算(五三)

第二章 経費論

- 一 量出制入の原則(五五)……………二 歳出の一般構造(五七)……………三 省庁別歳出の内部構造(五九)……………四 performance budget と PPBS(六三)……………五 経費の性質(六五)……………六 経費論の問題(六九)……………七 歳出、歳入決定の根本原則(七三)……………八 経費の数量(七五)……………九 経費と経済力の関係

(五)……………十	経費の種類(五)……………十一	経費と歳入(六四)……………十二	経費比較研究上の注意(六五)
……………十三	経費と物価の関係(六七)	……………十四	経費と財政学(七〇)

第三章 収入論……………	三
--------------	---

- 一 歳入予算の構造(七三)……………二
- 歳入の種類(七三)

第四章 租税総論……………	五
---------------	---

- 一 租税の意義(七五)……………二
- 租税の分類(八二)……………三
- 租税原則(八七)……………四
- 租税体系(九五)……………五
- 単税論と複税論(九六)……………六
- わが国税体系(一〇〇)

第五章 租税各論……………	一〇三
---------------	-----

第一節 収得税……………	一〇三
--------------	-----

- (甲) 所得税——第一 所得税(一〇五)……………(A) 現行の所得税制度(一〇五)……………(B) 所得税の問題点(一二六)……………第二 法人税(一二九)……………(A) 現行の法人税制度(一二九)……………(B) 法人税の問題点(一三六)……………(乙) 収益税(一三〇)……………(丙) 特殊収得税(一三三)……………再評価税(一三四)

第二節 財産税……………	一三四
--------------	-----

第一	財産所有税——(A) 経常財産税(二三)……富裕税(三六)……(B) 臨時財産税(三七)……	
第二	特殊の財産税——(A) 相続税及び贈与税(三九)……(B) 財産増加税(四四)	
第三節	流通税	一四四
第一	印紙税(四四)……第二 登録税(四五)……第三 取引所取引税(四六)……第四 有価証券取引税(四六)……第五 取引税(売上税)と附加価値税(四七)……第六 とん税(四五)……第七 特別とん税(二五)……第八 日本銀行券発行税(二五)	
第四節	消費税	一五二
(甲)	直接消費税——(イ) 個別的直接消費税(二五)……第一 通行税(二五)……第二 入場税(二五)……第三 自動車重量税(二五)……(ロ) 総合消費税(二五)……(乙) 間接消費税——(イ) 内国消費税(二五)……第一 酒税(二五)……第二 砂糖消費税(二五)……第三 トランプ類税(二五)……第四 揮発油税(二五)……第五 地方道路税(二五)……第六 石油ガス税(二五)……第七 航空機燃料税(二五)……第八 物品税(二五)……(ロ) 関税(二五)……(丙) 消費税と消費支出弾力性(二六)……(丁) 個別的消費税間の負担不均衡問題(二六)	
第五節	租税の特別措置	一六三
第六節	国際的重複課税	一六四
一	重複課税(二六)……二 国際重複課税の原因(二六)……三 国際的租税条約(二六)	
第七節	わが国税収入とその分析	一六六

一 わが国税収入と経済力の関係(六六)……………二	税金の所得弾力性(六七)……………三	租税負担の国際比較(六八)……………四	租税負担測定法の改良(七〇)……………五	わが国税収入の内容(七三)……………六	租税配分の分析方法(七五)……………七	直接税収入と間接税収入(七六)
---------------------------	--------------------	---------------------	----------------------	---------------------	---------------------	-----------------

第八節 租税の転嫁……………一八四

一 租税の帰着と転嫁の形態(八四)……………二	転嫁学説(八六)……………三	転嫁理論と価格理論(九〇)……………四	経済の統制と租税の転嫁(九二)……………五	形式的帰着と実効的帰着(九六)
-------------------------	----------------	---------------------	-----------------------	-----------------

第六章 租税公債外収入……………一九三

一 手数料(九三)……………二	官業収入(九三)……………三	専売業(九四)……………四	専売益金と国民負担(九五)……………五	煙草専売制度の改革案(九六)……………六	富籤業(九六)……………七	官有財産収入(九九)……………八	不動産収入(九九)……………二〇	その他の諸収入(九九)
-----------------	----------------	---------------	---------------------	----------------------	---------------	------------------	------------------	-------------

第七章 公債論……………二〇〇

一 公債の意義(二〇〇)……………二	公債の種類(二〇〇)……………(一)	確定公債と流動公債(二〇一)……………(二)	一般会計の公債と特別会計の公債(二〇四)……………(三)	生産公債と非生産公債(二〇五)……………三	公債の事務(二〇六)……………(一)	公債の発行(二〇七)……………(二)	公債の借換および整理(二〇七)……………(三)	公債の償還(二〇八)……………四	フィスカル・ポリシーの台頭(二〇九)……………五	フィスカル・ポリシーの公債、
--------------------	--------------------	------------------------	------------------------------	-----------------------	--------------------	--------------------	-------------------------	------------------	--------------------------	----------------

租税観(三〇)……(一)	不況期の公債政策(三〇)……(二)	公共投資と乗数効果(三二)……(三)
不況期の租税政策(三二)……六	景気波動と長期予算制度(三三)……七	補整財政政策と自動安定装置(三四)……八
公債政策の得失(三五)……九	わが国の国債高(三六)……十	公債発行の限界(三九)……十一
公債消化政策(三三)……(一)	割増金附公債(三三)……(二)	愛国公債(三三)……(三)
強制公債(三三)……(四)	外貨面公債、金公債および安定価値公債(三三)……(五)	
金融統制の強化(三四)……(六)	国民消費の節約(三五)……(七)	生産力の拡充(三五)

第八章 インフレーション財政……………三六

一 公債とインフレーション(三六)……二	準財政インフレーション(三七)……三	公債消化率とインフレーションの関係(三六)……四	公債とデフレーション(三九)……五	インフレーション財政の実例(三〇)……六	インフレーション財政の特性(三二)……七	インフレーション財政の得失(三四)
----------------------	--------------------	--------------------------	-------------------	----------------------	----------------------	-------------------

第九章 国家破産と財政整理……………三八

一 国家破産の実例(三六)……二	財政国際管理(三七)……三	財政整理(四〇)
------------------	---------------	----------

第十章 地方財政の特性……………四二

- 一 地方財政の重要性(二四)……………二 地方財政の意義および特性(二四)……………三 地方の会計制度(二四)……………四 公営事業の財政(二四)

第十一章 地方費……………二七

- 一 地方費の膨張(二七)……………二 地方費の種類(二五)……………三 消費的経費と投資的経費(二五)……………四 固有事務費と委任事務費(二五)

第十二章 地方収入……………二七

- 一 地方収入の特性(二七)……………二 地方収入の種類(二五)

第十三章 地方税外収入……………二二

- 一 財産収入(二六)……………二 分担金および負担金(二六)……………三 使用料および手数料(二六)……………四 国庫支出金(補助金)(二六)……………五 繰入金(二六)……………六 寄付金、前年度繰越金(二六)……………七 諸収入(二六)……………八 公債(二六)

第十四章 地方税……………二六

- 一 地方税の原則(二六)……………二 国税、地方税の適格性(二六)……………三 適格性は相対的(二七)……………

(三三)……十四	地方譲与税(三三)……十五	地方財政の水平的調整策(三五)……十六	東京都特別区の財政調整(三五)……十七
逆交付税(水平的財政調整金)(三六)……十八	中央、地方間の財政調整策(三六)……十九	地方財政における調整効果(三七)……二十	地方財政改革問題(三九)……二十一
町村合併と府県制の検討(三三)……二十二	地方住民の寄付および諸負担(三三)		

第十六章 資本主義財政と社会主義財政……………三四

一 財政と社会経済の關係(三四)……二	租税経済と社会経済(三五)……三	社会主義の財政形態(三七)……四	ソヴィエト・ロシアの租税(三八)……五	官業と社会主義(三〇)……六	共産主義と財政(三三)……七	財政学界の新傾向(三三)……八	フィスカル・ポリシーとマルクス主義財政学(三三)
---------------------	------------------	------------------	---------------------	----------------	----------------	-----------------	--------------------------

第一章 會計制度

一 本書の課題

最近、わが国では、財政問題、租税問題は国民の最大の関心事の一つとなっている。財政に関する、だいたいの知識を得たいと思つて財政学の教科書を読んでみると、種々むづかしい原理の説明があったり、また、わが国の財政事情の現状についての解説があったりして、これで一応は財政全般に関する、まとまった知識が得られるわけであるが、それだけの説明を基礎とし新聞、雑誌などに出てくる予算の数字その他をみて、すぐ内容が皆よく、わかるかという、必ずしもそうではなく、理解できないものが多い。したがつて、これを批判するというようなことは、なかなか困難である。教科書というものは、とかく一般論で終始する傾向があるので、解説してくれる人もなく、それだけで独習する人々には、こういう不便があるのは、やむを得ないことであらう。そうかといって、新聞、雑誌の財政論文のみを読むときには、その時の財政の重要問題はわかるが、論文というものは、その性質上、とかく部分的、断片的であることを免れ得ない關係上、いかに沢山の論文を読んでも、そのみでは財政に関する統一的、全般的知識は得られない。財政問題の理解のためには、どうしても教科書風のものとは時事問題を解説し批判する實際的なものという両者をあわせ読む必要がある。この二方面を、ごく簡潔に一冊にまとめたのが本書である。普通の教科書にくらべて説明が簡単に失すると思われるところもあれば、不当に詳細と考えられる部分もあるのは、このためである。なにぶん三百頁余の書物にまとめようとしたものであるから、説明の不十分な点も多い。しかし、これによつて国家

および地方公共団体の財政の全体を、わが国現下の時事問題を中心として網羅的に略述したつもりである。

實際社会の財政といっても、その場のがれの常識によって営まれるのではなくて、ある原理を基礎として運営される、いな運営されなければならない。實際社会の財政の研究または説明をするについても、まず一般的な原理を説いて、それからち次第に具体的な現実問題にうつるのも一つの方法である。ところがこの逆をとって、まず具体的なものからいって、それから一般的原理へと向う説明方法をとるのも一方法である。この書物では後の方法を取り、具体的なものの説明から始めて、一般的なもの、なるべく後にまわすことにした。しかしながら、この方針で終始一貫するわけではない。逆の方が便利だと思つて、逆にした個所もないではないが、なるべくこの方針をとることにした。

二 一般會計と特別會計

財政問題を最も具体的に示すものは何かというと、国家の予算、決算の数字である。したがって、ここでは予算の数字の分析から説明を始める。試みにだれかに「昭和五十四年の春に第八十七回国会を通過した同年度のわが国の国家経費は総額いくらか」と質問したら、大多数の人は三十八兆六千億円と答えるであろう。こういう答は経済財政に精通しない人々からのみならず、経済、法律などに関する専門学者側からも出ることが多い。新聞、雑誌にあらわれる予算の議論などを読むと、わが国の国費総額が、たとえば五十四年度は三十八兆六千億円であるとして取扱うものが多いことは確かである。果してこれで正しいのであろうか。結論をさきにと、これは誤りなのである。なぜかという、同年度におけるこの国費総額は、一般會計予算の数字のみであつて、多数の特別會計を無視しているからである。たとえば労働保険（失業保険など）、印刷局、郵政事業、国立病院等々の経費の大部分がはいっていない。ま

た歳入についても同じことがいえるのであって、たとえば五十四年度の歳入三十八兆六千億円余のうちには、失業保険料収入や印刷局の官報その他の製品売払代収入など、あるいは郵便料金収入、国立病院の診療報酬などは含んでいないのである。それでは一般会計に、はいつていない歳出、歳入はどうなっているかという、それは一般会計から分離して、これと並立する特別会計に計上されている。わが国にかぎらず大多数の国では、一国の歳出入の主なものを集めた一般会計というものの外に、多くの特別会計があり、この兩種の会計が結合してその国の会計全体を構成している。予算の数字の分析について、まず第一に注意すべきことは、一般会計と特別会計の構成およびその間の関係である。ゆえに、まずこの両者について説明する。

一般会計とは一国の普通の歳出入を総合して経理する会計である。この予算を一般会計予算という（もとは、これを総予算と称していたが、現在わが国の法制上の用語としては、この語は別の意味で用いられている）。特別会計は特殊な事業、施設、資金、費用などの収支を一般会計とは切り離して経理する目的で設けられる会計であって、この予算を特別会計予算または特別予算という。たとえていうと、一般会計は樹木の幹のようなものであり、特別会計はそれから出る多くの枝のようなものである。枝の中には太いものも細いものもあるように、特別会計にも金額その他からみて非常に重要なものもあり、またそうでないものもあって、重要な程度は違うが、とにかく一般会計という幹を中心として存在する多くの枝であるという点はかわらない。往時各国では分割会計主義といって、一般会計が設けられず、多くの特別会計のみが分立し、歳入、歳出が各会計ごとに群雄割拠的に別々に分離し経理されることが多かったが、分量が限定されている財源を、多くの財政需要、経費に有効に配分する上において、不便であるというので、この風が次第にすたれ、一般会計を設けて、重要な歳出入をなるべく統一して経理することとなった。これを国家会計ないし国